

別記様式(第5条関係)

(表)

要介護認定・要支援認定資料外部提供依頼書

年 月 日

かほく市長 様

私は、次の被保険者の要介護認定に関する資料を提供されるよう依頼します。

なお、資料の提供を受けた際は、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任において適正に管理することを誓約します。

依頼者	氏名	印	本人との関係	<input type="checkbox"/> 親族
	事業者・施設の名称	印		<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 (介護予防支援の一部委託を受けている場合を含む。)
	住所	〒		
			電話番号 ()	<input type="checkbox"/> 指定サービス事業者
提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票			
	<input type="checkbox"/> 主治医意見書			

※依頼者が本人との関係を証する書類を提示した場合、印鑑は、不要です。

被保険者番号	
個人番号	
被保険者氏名	
住所	

(裏)

遵 守 事 項

- 1 提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)及び本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用してはならない。
- 2 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供してはならない。
- 3 第2条第2号から第4号までに該当する場合の依頼者が属する事業者及び施設は、前2号の事項を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製してはならない。
- 5 提供を受けた資料を紛失し、又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちにかほく市に連絡し、その指示に従い善処しなければならない。
- 6 本人との居宅介護支援、施設サービス又は指定居宅サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)をかほく市に返還し、又は責任を持って廃棄しなければならない。
- 7 かほく市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、これに速やかに応じなければならない。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、その後の資料提供が受けられなくなることがあります。